

四万十町家計応援商品券 換金方法のご案内

請求書に、お客さま使用済の商品券の原本を添付し、「四万十町商工会」へ提出してください。商品券の原本が添付されていない場合、請求書は受付できません。

※請求書提出期間：令和8年5月8日（金）～令和8年11月27日（金）

上記期間に提出いただけない場合、換金できない可能性もございますので、提出期間は厳守をお願いします。請求のタイミングは、期間内であればいつでも結構です。

請求書提出先

四万十町商工会

☎(0880)22-0465

786-0004 四万十町茂串町1番14号

四万十町家計応援商品券担当 宛

※ご持参いただくか、上記まで郵送をお願いします。

請求書をもとに商工会にて直接換金いただくか、口座へ入金します。

特定事業者登録申込書に記載いただいた口座へ入金します。（振込の場合はお時間を要する場合があります。）

【現金での換金】

毎週金曜日 PM4：00まで

（換金が翌週になる場合もあります。ご理解とご協力をお願いします。）

請求書の様式

様式および記載例を同封しております。

（口座番号や事業者情報を記入した後、押印前に、数枚コピーしていただきますと便利です）

※ 様式の内容が網羅されていれば、事業者さまが通常使用されております請求書を使用したださっても結構です。